

多度町小山土地区画整理事業 各種手続き案内 Q&A

No.	質問	回答
1	各手続きにおいて、町名が変更したことを証明する書類は、原本を提出する必要があるか	各手続きにおいて、町名が変更したことを証明する書類は原本を提出する必要があるかについては、手続き案内「1. 住所変更等の手続きが必要なもの」の「提出書類等」欄に記載しております。恐れ入りますが、詳細については各申請・提出先にご確認いただきますようお願いいたします。
2	町名が変更したことを証明する書類が不足する場合、追加で貰えないのか	<p>戸籍・住民登録課が発行する「町名地番変更通知書」「本籍の変更について（お知らせ）」は、1枚のみの発行となります</p> <p>都市整備課が発行する「町名変更証明書」については、1世帯につき5枚を11月6日以降に郵送いたします。不足する場合は都市整備課窓口にて請求いただければ発行いたします。通常は有料(300円)となりますが、小山の区画整理に関しては、1年間は無償で発行いたします。</p> <p>また、住所の変更を証明するものとして、例えば運転免許証の住所変更を先に行い、運転免許証の提示やコピーで良いものは書き替え後の運転免許証で行うことも考えられますのでよろしくお願い致します。</p>
3	多度地区市民センターで証明書は貰えないのか	町名変更証明書は、土地区画整合法の所管課である都市整備課の窓口でしか発行ができません。
4	郵便番号はどうなるのか	新町名「多度町小山台」となることに伴い、新しい郵便番号「511-0107」となります。
5	郵便物は変更前の住所では届かなくなるのか。	郵便局に聞き取りしたところ、変更前の住所も郵便局は把握しているので急に届かなくなることはないとのことです。郵便局が変更前の住所を把握できている限り配達することは可能だそうですが、職員や配達員等も入れ替わりがあるので、2年も3年も先になると、旧住所で配達ができるとは言い切れなくなるとのことです。
6	郵便局に転居届等の手続きは必要か。	住所が変わるわけではありませんので不要です。
7	郵便以外の運送サービスについては、変更前の住所では届かなくなるか	郵便局と同様に旧住所での配達ができなくなることは無いと考えられます。また、新しい住所については、小山土地区画整理組合のHP及び桑名市HPに掲載を行うなどして情報提供に努めます。

8	新しい住所での証明書はいつから貰えるのか	11月6日(月)以降となります。また、移記事務処理のため、11月3日～5日の間、休日窓口であるサテライトオフィスは臨時休館し、コンビニにおける証明書等交付サービスも停止します。
9	運転免許証の住所変更は町名変更証明書でも可能なのか	桑名警察署へ確認したところ、町名変更証明書で住所変更手続きが可能とのこと。 戸籍・住民登録課が発行する、「町名地番変更通知書」や「本籍の変更について(お知らせ)」での住所・本籍変更についても可能とのこと。 なお、いずれも原本ではなく、コピーで手続き可能とのこと。
10	マイナンバーカードの住所変更は本人が行く必要があるか	同一世帯の方であれば委任状なしで手続きが可能です。同一世帯員以外(世帯分離等)の場合は戸籍・住民登録課へお問い合わせください。 ◆必要書類 ・マイナンバーカード ・個人番号カード券面記載事項変更届 ※マイナンバーカードの記載変更は、カードの数字4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書の暗証番号)が必要です。(本人以外の場合は、聞いてきてもらう必要があります。)
11	多度中小学校や多度中学校への住所変更の届出は必要か	担当部局に確認したところ、公立の多度保育所、多度中小学校、多度中学校への住所変更の届出は不要とのこと。 この他、私立の幼稚園・保育園、公立も含め高校、専門学校、大学等に関しては、申し訳ありませんが、各通園・通学先にご確認いただきますようお願いいたします。
12	住所変更に係る委任状について、参考様式はないか	各手続きにおいて委任状の様式が定められている場合がありますので、各提出先にご確認いただくようお願いします。 委任状が必要な場合で、任意の様式である場合に利用できるよう、参考様式を桑名市HPに掲載いたします。
13	新住所について、町名変更証明書(都市整備課発行)には「●番▲」、町名地番変更通知書(戸籍・住民登録課発行)には「●番地▲」と記載されているが、どちらが正しいのか	住所としては、「●番地▲」となります。 ・町名変更証明書は、登記上の土地の表示が記載されているため「●番▲」となります。 ・町名地番変更通知書には住民票上の住所の表示が記載されており、「●番地▲」となります。